

特例適用申出書

私は、神奈川県の営業時間短縮の要請に基づき「神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第15弾）」の交付を申請するに当たり特例を受けたいので、下記のとおり書類を提出します。

以下の書類がそろっているか確認の上、適用する特例と各書類の□にチェック（✓）を入れ、飲食部門の売上高や協力金額を確認できる書類として提出してください。

「売上高方式」かつ「協力金の額が下限額」で申請する場合は、特例制度を適用せずに申請してください。

（特例制度を適用して申請した場合、審査にお時間をいただきます。）

新規開店特例

- 協力金額算定シート（新規開店特例用）
- 開店日が確認できる書類（店舗オープンのチラシ、ホームページでの告知等）
- 開店日から初回決算日等までの飲食部門の売上高を確認できる書類
（確定申告書類の控え※1、新規開店した店舗の売上帳等の写し※2）
※1 開店日以降に初回決算日等が到来していない場合は直近の確定申告書類の控え
※2 複数店舗を有する場合、飲食部門以外の売上高がある場合、確定申告書類の控えが提出できない場合は必要です。
- 開業日又は法人設立日（法人の場合は事業年度）が確認できる書類
※開業又は法人設立後に一度も決算日が到来しておらず、確定申告書類の控えが提出できない場合は必要です。
個人の場合：個人事業の開業・廃業等届出書等（税務署等の受付印等があるもの）
法人の場合：法人設立届出書等（税務署等の受付印等があるもの）
- 令和3年の10月の店舗ごとの売上帳等の写し
※売上高減少額方式を選択した場合は必要です。
- 飲食部門売上高報告書
※売上帳等の写しを提出する場合は必要です。

合併特例

- 協力金額算定シート（電子申請の場合は不要です。）
- 履歴事項全部証明書（合併年月日が時間短縮営業の要請期間最終日までのもの）
- 該当店舗の令和元年又は令和2年の10月の売上高を含む確定申告書類の控え
- 令和元年又は令和2年の10月の店舗ごとの売上帳等の写し
※確定申告書類の控えに、店舗ごとの令和元年又は令和2年の10月の売上高が明示されていない場合は必要です。
- 令和3年の10月の店舗ごとの売上帳等の写し
※売上高減少額方式を選択した場合は必要です。
- 飲食部門売上高報告書
※売上帳等の写しを提出する場合は必要です。

法人成り・個人成り特例

- 協力金額算定シート（電子申請の場合は不要です。）
- 法人を設立したことが確認できる書類（法人設立届出書等（税務署等の受付印があるもの）及び履歴事項全部証明書）
※法人成りの場合は必要です。
- 法人を廃止したことが確認できる書類（閉鎖事項全部証明書等）
※個人成りの場合は必要です。
- 個人事業の開業・廃業等届出書等（税務署等の受付印等があるもの）
- 令和元年又は令和2年の10月の売上高を含む確定申告書類の控え
- 令和元年又は令和2年の10月の店舗ごとの売上帳等の写し
※確定申告書類の控えに店舗ごとの令和元年又は令和2年の10月の売上高が明示されていない場合は必要です。
- 令和3年の10月の店舗ごとの売上帳等の写し
※売上高減少額方式を選択した場合は必要です。
- 飲食部門売上高報告書
※売上帳等の写しを提出する場合は必要です。

事業承継特例

- 協力金額算定シート（電子申請の場合は不要です。）
- 事業の引継が行われていることが明記されており、かつ開業日が時間短縮営業の要請期間最終日までのもの（後継者の個人事業の開業・廃業等届出書等）
- 前経営者の死亡年月日が申請日以前であることを確認できる書類
※死亡による事業承継の場合は必要です。
- 前経営者の令和元年又は令和2年の10月の売上高を含む確定申告書類の控え
- 前経営者の令和元年又は令和2年の10月の店舗ごとの売上帳等の写し
※確定申告書類の控えに店舗ごとの令和元年又は令和2年の10月の売上高が明示されていない場合は必要です。
- 令和3年の10月の店舗ごとの売上帳等の写し
※売上高減少額方式を選択した場合は必要です。
- 飲食部門売上高報告書
※売上帳等の写しを提出する場合は必要です。

罹災特例

- 協力金額算定シート（電子申請の場合は不要です。）
- 罹災証明書（令和元年又は令和2年に罹災したことが確認できるもの）
- 平成30年の10月の売上高を含む確定申告書類の控え
- 平成30年の10月の店舗ごとの売上帳等の写し
※確定申告書類の控えに店舗ごとの平成30年の10月の売上高が明示されていない場合は必要です。
- 令和3年の10月の店舗ごとの売上帳等の写し
※売上高減少額方式を選択した場合は必要です。
- 飲食部門売上高報告書
※売上帳等の写しを提出する場合は必要です。